

賃貸借契約書（案）

島根県（以下「借主」という。）と〇〇〇〇（以下「貸主」という。）とは、次のとおり賃貸借契約を締結する。

（貸借物件）

第1条 貸主は、その所有する次の物件（以下「貸借物件」という。）を借主に賃貸し、借主は、これを賃借する。

物件の表示 物件名及び数量等 別紙1「機器一覧表」のとおり
（詳細は、別添「車両捜査支援システム機器増設等賃貸借仕様書」のとおり）
（用途）

第2条 借主は、貸借物件を車両捜査の支援の用に供するものとする。

（賃貸借期間）

第3条 賃貸借の期間は、令和9年10月1日から令和14年9月30日までとする。

（賃借料）

第4条 賃借物件の賃借料は、金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）とする。

2 各年度の支払額は、次のとおりとする。

令和9年度	円（消費税及び地方消費税の額	円）
令和10年度	円（消費税及び地方消費税の額	円）
令和11年度	円（消費税及び地方消費税の額	円）
令和12年度	円（消費税及び地方消費税の額	円）
令和13年度	円（消費税及び地方消費税の額	円）
令和14年度	円（消費税及び地方消費税の額	円）

3 月々の支払い額は、別紙2「分割支払表」のとおりとする。

4 貸主は、1か月ごとにその期間の満了後、賃借料を借主に請求するものとする。
ただし、契約解除等の事由により、賃貸借期間に月未満の端数があるときは、賃借料は日割計算により算出した金額とする。

5 前項の賃借料は、借主が貸主から適法な請求書を受領した日から30日以内に支払わなければならない。

（契約保証金）

- 第5条 (A) 貸主が、借主に納付すべき契約保証金は、免除する。
(B) 貸主が、借主に納付すべき契約保証金は、金 円とする。

(公租公課)

第6条 貸借物件に関する公租公課は、貸主の負担とする。

(遅延利息)

第7条 借主は、正当な理由によらないで賃借料を第4条第5項による指定された期日までに支払わなかったときは、当該期日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、その未払額について年3.0パーセント（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき定められる政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率が改正された場合は、当該改正された後の率）で計算して得た金額に相当する遅延利息を貸主に支払わなければならない。

(売却の制限等)

第8条 貸主は、借主の承諾を得ないで貸借物件を第三者に売却してはならない。

2 貸主は、貸借物件に抵当権、質権その他形式のいかんを問わず、借主の貸借物件の完全な使用を阻害する権利等を一切設定してはならない。

(譲渡又は転貸の禁止)

第9条 借主は、貸主の承諾がなければ、この契約により生ずる賃借権を譲渡し、又は貸借物件を転貸してはならない。

(賃借物件の現状変更)

第10条 借主は、貸借物件の現状を変更しようとするときは、あらかじめ貸主の承認を受けなければならない。

(賃借物件の改造及び移転等)

第11条 借主は、次の各号に定める事項については、あらかじめ貸主の承諾を得るものとする。

(1) 賃借物件に他の機械、器具を取り付けるとき、または改造するとき。

(2) 賃借物件を第1条記載の設置場所から移転するとき。

2 前項各号に要する費用（ただし、仕様書第9保守2(1)に示す復旧対応費用を除く。）は借主が負担するものとする。

(賃借物件の保守等)

第12条 貸主は、貸借物件が正常に作動するよう別に定めるところにより保守及び消耗品の交換を行うものとする。

2 借主の不注意又は不適切な使用に起因しない貸借物件の故障は、貸主において無償で修理しなければならない。

3 借主は、貸借物件に特別な調整修理を必要とする場合には、貸主に対してその旨を申し出ることができる。この場合に要する費用は、借主の負担とする。

4 貸借物件の設置、調整、修理及び保守に伴い必要とする電力は、借主の負担とする。

5 貸主は、借主と貸主が協議して定めた期間、借主に対して賃貸借物件の操作等に関する技術指導を行うものとする。この場合に要する費用は、借主の負担とする。

(保守業務完了報告)

第13条 貸主は、前条第1項の規定する保守業務を完了したときは、別に定めるところにより、報告書を借主に提出しなければならない。

(契約内容の変更等)

第14条 借主は、必要があると認めるときは、貸主と協議の上、この契約の内容を変更し、又は履行を一時中止させることができる。

2 前項の規定により契約金額を変更するときは、借主と貸主が協議して定める。

(協議解除)

第15条 借主は、必要があるときは、貸主と協議の上、この契約を解除することができる。

2 借主は、前項の解除により貸主に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(善管義務)

第16条 借主は、貸借物件のために良好な環境を保持し、善良な管理者の注意をもって貸借物件を使用、保管するものとする。

(通知義務)

第17条 借主は、貸借物件に対して貸主の権利を侵害するような事態が発生したときは、直ちに貸主に通知するものとする。

(秘密の保持)

第18条 貸主は、この契約に関して知り得た借主の業務上の秘密を第三者に漏らしたり、又は他の目的に利用してはならない。

(個人情報等の保護)

第19条 貸主は、この契約による業務を処理するための個人情報等の取扱いについては、別記1「個人情報等取扱特記事項」を守らなければならない。

(情報セキュリティ対策)

第20条 貸主は、この契約による事務を処理するための情報セキュリティ対策については、警察情報セキュリティポリシーに基づき、情報の漏えい、改ざん、消去等の防止及び情報システムのセキュリティの確保に努めるとともに、別記2「島根県警察における情報セキュリティ対策に関する特記事項」を守らなければならない。

(保険)

第 21 条 賃貸借物件の使用期間中の必要な保険については、貸主が付保手続きを行い、保険料は貸主の負担とする。

(契約の解除)

第 22 条 借主は、次の各号のいずれかに該当する場合は、何らの催告をすることなく、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 貸主が、借主の承認を得ないで、債務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせたとき
 - (2) 貸主が、履行期限内又は履行期限経過後相当の期間内に債務の全部又は一部の履行をする見込みがないと認められるとき
 - (3) 貸主が、債務の全部又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき
 - (4) 貸主又はその代理人若しくは使用人が、監督員、検査員その他の職員の指示に従わず、若しくはその職務の執行を妨げ、又は詐欺その他の不正の行為をしたとき
 - (5) 貸主がこの契約に違反し、借主が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、その違反を是正しないとき
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、契約の目的を達することができないと認められるとき
 - (7) 貸主が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させているとき
- 2 借主は、前項の規定により契約を解除したときは、その既済部分又は既納部分に対して相当と認める金額を支払うことができる。

(違約金)

※第 5 条(契約保証金)で(A)を用いる場合

第 23 条 貸主は、前条の規定により、この契約を解除されたときは、契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として借主に支払わなければならない。ただし、貸主の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 2 借主は、前条の規定により、契約を解除した場合において、前項に規定する違約金を超える損害が生じたときは、その超える金額を貸主に請求することができる。

※第5条(契約保証金)で(B)を用いる場合

第 23 条 貸主は、前条の規定により、この契約を解除されたときは、契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として借主に支払わなければならない。ただし、貸主の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 借主は、第5条の契約保証金を前項の違約金に充当することができる。

3 借主は、前条の規定により、契約を解除した場合において、第1項に規定する違約金を超える損害が生じたときは、その超える金額を貸主に請求することができる。

(貸借物件の返還)

第 24 条 借主は、賃貸借期間が満了したとき、又は第 22 条の規定によりこの契約が解除されたときは、借主の負担においてこの貸借物件を原状に回復して貸主に返還しなければならない。ただし、貸借物件を現状において返還することを貸主が認めたときは、この限りでない。

(損害賠償)

第 25 条 借主又は貸主のいずれか一方がこの契約に違反した場合又は第 22 条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合において、その相手方に損害を与えたときは、その相手方は、その損害を賠償しなければならない。

(権利の譲渡等)

第 26 条 貸主は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ借主の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

第 27 条 貸主は、保守業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ借主の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 前項ただし書きの規定により借主に承諾を求める場合においては、再委託先、再委託の内容、個人情報管理を含めた再委託先に対する管理方法等を書面で提出し、借主の承諾後速やかに本契約書別記 1 「個人情報等取扱特記事項」に記載する貸主の義務と同等の義務を有しそれを遵守する旨の第三者から借主に対する誓約書を借主に提出しなければならない。

(借主の検査監督権)

第 28 条 借主は、この契約に規定する事項を確認するため、貸主の作業に立ち会い、又は必要な事項について調査することができる。

(費用負担)

第 29 条 この契約の締結に要する費用は、貸主の負担とする。

(協議)

第 30 条 この契約に定めない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、借主及び貸主で協議してこれを定めるものとする。

(裁判管轄)

第 31 条 本契約に係る一切の紛争については、松江地方裁判所を第 1 審の専属的合意管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、この契約書を 2 通作成し、借主及び貸主の両者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

借主 島根県松江市殿町 8 番地 1
島根県
島根県警察本部長 高石 将也

貸主

別紙 1 「機器一覧表」

路上装置

装置名称		数量
撮像部	撮像部（複数車線対応の場合は、車線数分の式数とする。） 取付器具 ※予備機（1 式）を含む	15 式
	取扱説明書	1 式
制御部	制御部 取付器具 ※予備機（1 式）を含む	8 式
	取扱説明書	1 式

別紙 2

分割支払表

[illegible]

令和13年 4月分	円	うち消費税及び地方消費税	円
令和13年 5月分	円	うち消費税及び地方消費税	円
令和13年 6月分	円	うち消費税及び地方消費税	円
令和13年 7月分	円	うち消費税及び地方消費税	円
令和13年 8月分	円	うち消費税及び地方消費税	円
令和13年 9月分	円	うち消費税及び地方消費税	円
令和13年 10月分	円	うち消費税及び地方消費税	円
令和13年 11月分	円	うち消費税及び地方消費税	円
令和13年 12月分	円	うち消費税及び地方消費税	円
令和14年 1月分	円	うち消費税及び地方消費税	円
令和14年 2月分	円	うち消費税及び地方消費税	円
令和14年 3月分	円	うち消費税及び地方消費税	円
(令和13年度計)	0 円	うち消費税及び地方消費税	0 円
令和14年 4月分	円	うち消費税及び地方消費税	円
令和14年 5月分	円	うち消費税及び地方消費税	円
令和14年 6月分	円	うち消費税及び地方消費税	円
令和14年 7月分	円	うち消費税及び地方消費税	円
令和14年 8月分	円	うち消費税及び地方消費税	円
令和14年 9月分	円	うち消費税及び地方消費税	円
(令和14年度計)	0 円	うち消費税及び地方消費税	0 円
合 計	0 円	うち消費税及び地方消費税	0 円

個人情報等取扱特記事項

（基本的事項）

第1 貸主は、個人に関する情報その他の非公開情報（島根県情報公開条例（平成 12 年島根県条例第 52 号）に規定する非公開情報をいう。）及び借主がこれと同等の取扱いが必要と認める情報（以下「個人情報等」という。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人及び法人その他の団体の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第2 貸主は、この契約による業務に関して知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（取得の制限）

第3 貸主は、この契約による業務を行うために個人情報等を取得するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適正な方法により収集しなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第4 貸主は、この契約による業務に関して知り得た個人情報等を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（適正管理）

第5 貸主は、この契約による業務に関して知り得た個人情報等について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報等の適正な管理のため、アクセス制限の設定、個人情報等が記録されている媒体の管理、個人情報等を取り扱う区域（以下「取扱区域」という。）の管理、作業従事者の監督・教育その他の必要な措置を講じなければならない。

（責任体制の整備）

第6 貸主は、第5の個人情報等の管理に当たっては、作業責任者及び作業従事者を定め、内部における責任体制を確保しなければならない。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第7 貸主は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働派遣契約書に秘密保持義務等個人情報等の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

2 貸主は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

3 貸主は、借主に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（再委託）

第8 貸主は、借主が承諾した場合を除き、この契約による業務については自らが行い、第三者（貸主の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 貸主は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、業務の着手前に、次の各号に掲げる項目を記載した書面により再委託する旨を借主に申請し、その承諾を得なければならない。

(1) 再委託の相手方の名称

(2) 再委託が必要な理由

- (3) 再委託を行う業務の内容
- (4) 再委託の相手方において取り扱う個人情報等
- (5) 再委託の相手方に求める個人情報等の安全管理措置の内容
- (6) 再委託の相手方の監督方法

3 再委託を行う場合、貸主は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるものとする。

4 貸主は、再委託をする業務における個人情報等の適正な取扱いを確保するため、再委託先に対し適切な管理・監督をするとともに、借主の求めに応じて、管理・監督の状況を借主に対して適宜報告しなければならない。

(業務従事者への周知)

第9 貸主は、その業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報等の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第10 貸主は、この契約による業務を処理するため借主から引き渡された個人情報等が記録された資料等を借主の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(返還、消去及び廃棄)

第11 貸主は、この契約による業務を処理するために、借主から提供を受けた個人情報等又は貸主自らが取得した個人情報等が記録された資料等は、この契約の完了後又は契約を解除されたときに、借主の指定した方法により直ちに借主に返還し、消去し、又は廃棄するものとする。

(定期報告及び緊急時報告)

第12 貸主は、借主から、個人情報等の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

(監査等)

第13 借主は、この契約による業務に係る個人情報等の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証し、及び確認するため、貸主及び再委託先に対して、監査、実地検査又は調査（以下「監査等」という。）を行うことができる。貸主及び再委託先は、合理的事由のある場合を除き、監査等に協力しなければならない。

2 借主は、前項の目的を達するため、貸主に対して必要な情報の提供を求め、又はこの契約による業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

3 前2項の規定は、再々委託の場合についても同様とする。

(漏えい等事案が発生した場合の対応)

第14 貸主は、この契約による業務に関し個人情報等の漏えい等の事故が発生し、又は発生するおそれのあること（再委託先等の相手方により発生し、又は発生するおそれがある場合を含む。）を知ったときは、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに借主に対して、当該事故に関わる個人情報等の内容及び件数並びに事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、借主の指示に従わなければならない。

2 貸主は、個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合に備え、借主その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧及び再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時の体制及び連絡手順を定めなければならない。

3 借主は、この契約による業務に関し個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第 15 借主は、貸主が本特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合は、本特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

2 貸主は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、借主に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第 16 貸主の故意又は過失を問わず、貸主が本特記事項の内容若しくは法令に違反し、又は本特記事項に定める義務の履行を怠ったことにより、借主に対する損害を発生させた場合は、貸主は、借主に対して、その損害を賠償しなければならない。

島根県警察における情報セキュリティ対策に関する特記事項

(用語の定義)

第1条 この契約において「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。また、特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）を含む。）をいう。

2 この契約において「保護すべき情報」とは、借主から提供する情報その他この契約による業務の実施において知り得た情報をいう。

3 この契約において「情報セキュリティ」とは、保護すべき情報の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

4 この契約において「秘密」とは、借主貸主が収集し所有する個人情報、公然と知られていない情報及び保護すべき情報のうち、借主においては保秘を要すると認められる情報、貸主においては保秘を要するものとして管理されている情報であつて生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいう。

(基本的事項)

第2条 貸主は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益及び情報セキュリティを侵害することのないよう、個人情報及び保護すべき情報（以下「個人情報等」という。）の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第3条 借主及び貸主は、この契約による業務の実施に際し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。ただし、契約条項第27条第1項ただし書の規定により借主が承諾した再委託先に対しては、再委託先の業務の実施に必要な範囲において、秘密を開示することができる。

2 契約条項第27条第1項ただし書の規定により借主が承諾した再委託先が知り得た秘密について、この契約の期間に関わらず、再委託先から他に漏れ又は契約の目的外に使用することがないよう、貸主の責任において管理するものとする。

3 貸主は、個人情報等に接する者（貸主及び再委託先等における、派遣労働者、契約社員、パート及びアルバイト等を含む。以下「取扱者」という。）に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務の実施に関して知り得た秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報等に係る情報セキュリティの確保に必要な事項を周知しなければならない。

4 貸主は、この契約による業務の実施に際し知り得た秘密をやむを得ず他に開示しようとする場合は、あらかじめ書面により借主に申請し、許可を得なければならない。（情報セキュリティ等の確保のための体制等の整備）

第4条 貸主は、個人情報等に係る情報セキュリティを確保するために必要な体制を整備しなければならない。

- 2 貸主は、貸主の代表者又は代表者から代理権限を与えられた者を個人情報等の情報セキュリティに係る責任者（以下「情報セキュリティ責任者」という。）とし、情報セキュリティ責任者の下に、個人情報及び保護すべき情報の管理に係る管理責任者を指定し借主に通知するものとする。
- 3 貸主は、取扱者から個人情報等に係る情報セキュリティの確保に関する誓約書を徴収しなければならない。
- 4 貸主は、契約締結後速やかに、個人情報等に係る情報セキュリティの確保のため、取扱者に対し、作業内容に応じた教育を行わなければならない。
- 5 借主は貸主に対し、第4項の教育の実施状況について、報告を求めることができる。

（管理）

第5条 貸主は、この契約における個人情報等について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報等の適正な管理のため、アクセス制限の設定、個人情報等が記録されている媒体の管理、個人情報等を取り扱う区域（以下「取扱区域」という。）の管理、この契約による業務に従事している者の監督・教育その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 借主は、この契約における個人情報等を契約の目的外に使用してはならない。
- 3 貸主は、この契約の履行のため提供された個人情報等が記録された資料等（記録媒体に記録された電磁的記録を含む。以下同じ。）を借主の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。
- 4 貸主は、この契約による業務の実施のために提供された個人情報等が記録された資料等（前項の規定により借主の承諾を得て複写若しくは複製したものを含む。）を業務の実施に必要がなくなり又は貸借期間が満了し若しくは委託業務が完了した場合は速やかに借主に返還するものとする。ただし、借主が資料等の廃棄等、返還に代わる別の方法を指示したときはこの限りではない。

また、貸主から借主に所有権が移転したものについても同様とする。

（個人情報等の収集の制限）

第6条 貸主は、この契約による業務の実施のために個人情報等を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適正な方法により収集しなければならない。

（個人情報等の取扱いに関する報告）

第7条 貸主は、借主から、個人情報等の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

（作業責任者等の選出）

第8条 貸主は、この契約による業務の実施に関する作業責任者を選出し、借主に通知するものとする。

- 2 前項により選出された作業責任者は、貸主の定める規則に基づき就業管理を行い、この契約による業務の遂行につき貸主を代理する権限を有するものとする。
- 3 貸主が作業責任者の権限に関し制限を設けた場合若しくは作業責任者を変更する場合は、貸主は当該内容を書面により事前に借主に通知するものとする。
- 4 借主は、この契約による業務の遂行について作業責任者又は作業員が著しく不適当であると認めた場合は、貸主に対して当該理由を通知し、必要な措置を執るべきことを求めることができるものとする。

(作業員名簿の提出)

第9条 貸主は、この契約による業務の実施に関する貸主の作業員名簿を作成し、書面をもって借主に通知するものとする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第10条 貸主は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働派遣契約書に秘密保持義務等個人情報等の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

2 貸主は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

3 貸主は、借主に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(再委託)

第11条 貸主は、借主が承諾した場合を除き、この契約による業務については自らがを行い、第三者(貸主の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。))を含む。)に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 貸主は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、業務の着手前に、次の各号に掲げる項目を記載した書面により再委託する旨を借主に申請し、その承諾を得なければならない。

(1) 再委託の相手方の名称

(2) 再委託が必要な理由

(3) 再委託を行う業務の内容

(4) 再委託の相手方において取り扱う個人情報

(5) 再委託の相手方に求める個人情報の安全管理措置の内容

(6) 再委託の相手方の監督方法

3 再委託を行う場合、貸主は、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるものとする。

4 貸主は、再委託をする業務における個人情報等に係る情報セキュリティを確保するため、再委託先に対し適切な管理・監督をするとともに、借主の求めに応じて、管理・監督の状況を借主に対して適宜報告しなければならない。

(脆弱性対策等の実施)

第12条 貸主は、この契約による業務を実施するにあたり、情報システムを使用する場合について、当該情報システムのアクセス権の付与を業務上必要な者に限るとともに、個人情報等へのアクセスを記録する措置を講ずるものとする。

2 前項の場合に、乙は、情報システムに対する不正アクセス、コンピューター・ウイルス、不正プログラム感染等情報システムの脆弱性に係る情報を収集し、これに対処するための必要な措置を講ずるものとする。

(情報セキュリティ対策等の履行状況の確認)

第13条 貸主は、契約締結後速やかに、この特記事項が定める項目を含む情報セキュリティ対策の履行状況(以下「情報セキュリティ対策等履行状況」という。)を確認するとともに、確認結果について借主に報告するものとする。

2 貸主は、契約締結後、少なくとも1年に1回、情報セキュリティ対策履行状況

を確認するとともに、確認結果について借主に報告するものとする。

3 前各項の確認については、別記様式「情報セキュリティ対策等履行状況確認書」によるものとする。ただし、別記様式の様式により難しい場合は、この限りではない。

4 貸主は、再委託先等における情報セキュリティ対策履行状況について、前各項に準じた確認の結果を借主に対して報告するものとする。

5 貸主は、借主に報告した確認結果について、借主の承認を得るものとする。
(脆弱性対策等の必要な措置に関する指示)

第 14 条 借主は、貸主がこの契約による業務の実施に当たり個人情報の保護及び情報セキュリティの確保について、不備が認められるときは、貸主に対して必要な措置を指示することができる。

2 貸主は、前項の指示を受けた場合においては、速やかに貸主の負担において借主の指示に従った必要な措置を講じなければならない。

(個人情報等侵害事案等事故)

第 15 条 個人情報等侵害事案等事故（以下「事故」という。）とは次の各号のことをいう。

(1) 個人情報等のほか、この契約に係る情報について、外部への漏えい又は目的外利用が行われた場合

(2) 個人情報等のほか、この契約に係る情報について、認められていないアクセスが行われた場合

(3) 個人情報等を取り扱い又は取り扱ったことのある電子計算機又は外部記録媒体にコンピューター・ウイルスの感染が認められた場合

(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、借主又は貸主の個人情報等のほか契約に係る情報の侵害、紛失、破壊等の事故が発生し、又はそれらの疑い若しくはおそれがある場合

(個人情報等侵害事案等事故発生時の措置)

第 16 条 貸主は、本契約の履行に際し、第 15 条に規定する事故が発生した又は発生するおそれがあった場合は、適切な措置を講ずるとともに、速やかにその詳細を借主に報告しなければならない。

2 借主は、第 15 条に規定する事故が発生した場合、必要に応じ貸主に対し調査を実施することとし、貸主は借主が行う当該調査について、全面的に協力しなければならない。

3 第 15 条に規定する事故が再委託先等において発生した場合、貸主は借主が当該再委託先等に対して前項の調査を実施できるよう、必要な協力を行うものとする。

4 貸主は、第 15 条に規定する事故の損害・影響等の程度を把握するため、必要な業務資料等を契約終了時まで保存し、借主の求めに応じて借主に提出するものとする。

5 借主は、第 15 条に規定する事故が発生した場合、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

6 第 15 条に規定する事故が貸主の責めに帰すべき事由による場合、当該措置に必要な経費については貸主の負担とする。

7 前項の規定は、借主の損害賠償請求権を制限するものではない。

(意図しない変更が加えられないための体制の整備等)

第 17 条 貸主は、借主より委託された業務の実施において、情報システムに対し借主の意図しない変更が加えられないことを保証する管理を行うこと。また、借主の求めに応じて具体的な品質保証体制を証明する書類を提出することとする。

2 情報システムに対し借主の意図しない変更が加えられる不正が判明した際には、追跡調査や立ち入り検査等により原因を調査し、排除するための体制を構築するものとする。

3 貸主は、第 15 条に規定する事故が発生した場合に備え、借主その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時の体制及び連絡手順を定めるものとする。

(監査)

第 18 条 借主は必要に応じ、貸主に対して個人情報の取扱い及び情報セキュリティ対策（以下「情報セキュリティ対策等」という。）に関する監査を行うものとし、監査の実施のために、借主の指名する職員を貸主の事業所その他関係先に派遣することができる。この場合、貸主は、監査を受け入れる部門、場所、時期、条件等を記載した、「情報セキュリティ対策等に関する監査対応計画書」を事前に借主に提出することとする。

2 借主は、情報セキュリティ対策等に関し特段の必要が生じた場合、緊急に監査を実施することができる。

3 貸主は、借主が情報セキュリティ対策等に関する監査を実施する場合、借主の求めに応じ、必要な協力（借主の指名する職員による取扱施設への立ち入り及び関係書類の閲覧等）をしなければならない。

4 借主が再委託先等に対して情報セキュリティ対策等に関する監査を行うことを求める場合、貸主は当該監査の実施のために必要な協力を行うこととする。

5 貸主は、自ら情報セキュリティ対策等に関する監査を行った場合は、その結果を借主に報告することとする。

6 借主は、監査の結果、情報セキュリティ対策等が十分満たされていないと認められる場合は、その是正のための必要な措置を講ずるよう貸主に求めることができる。

7 貸主は、前項の規定により、借主から求めがあったときは、速やかにその是正措置を講じなければならない。

(契約解除)

第 19 条 借主は、貸主がこの特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合は、この特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

2 貸主は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、借主に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第 20 条 貸主の故意又は過失を問わず、貸主がこの特記事項の内容及び法令に違反し、又は怠ったことにより、借主に対する損害を発生させた場合は、貸主は、借主に対して、その損害を賠償しなければならない。

別記様式

情報セキュリティ対策履行状況確認書

1 確認対象者

- (1) 事業者名：
- (2) 対象部門等名：
- (3) 契約開始年月日：
- (4) 前回確認実施年月日：

【留意事項】

確認対象者が下請負者等の場合は、(1) 欄に事業者名を記載し、その末尾に「(下請負者等)」と記載すること。
この場合、(3) 欄には、下請負契約等の開始年月日を記載すること。

2 確認事項

番号	確認事項	実施／未実施	実施状況（詳細）又は 未実施の理由
1	3. 1 秘密事項が他に漏えいしていないことを確認している。		
2	3. 3 取扱者が、在職中及び離職後においても、秘密事項が漏えい等しないよう措置を講じている。		
3	3. 4 (1 及び 2 が未実施の場合) やむを得ず他に秘密事項を開示しようとする場合には、あらかじめ、書面により委託者に申請し許可を得ている。	※	※
4	4. 2 代表者又は代表者から代理権限を与えられた者を情報セキュリティ責任者としている。		
5	4. 2 情報セキュリティ責任者の下に、個人情報等の管理に係る管理責任者を指定し、委託者に通知している。		
6	4. 3 取扱者から個人情報等に係る情報セキュリティの確保に関する誓約書を徴収している。		
7	4. 1 その他、個人情報等に係る情報セキュリティを確保するために必要な体制を整備している。	※	※
8	5. 1 個人情報等について、特に厳重な取扱いを行っている。		
9	5. 2 個人情報等について、委託者の指定した目的以外に使用しないよう、措置を講じている。		
10	5. 4 個人情報等が記録された資料等について、委託者から廃棄を求められたとき、直ちに委託者が指示する方法により廃棄している。	※	※
11	5. 3 個人情報等が記録された資料等を、委託者の承諾なくして、複製・複写していないか確認している。		
12	5. 4 委託者から返還を求められた個人情報等が記録された資料等を、委託者に速やかに返還している。	※	※
13	11. 1 本契約の全部又は一部を第三者に下請負さ		

	せていない。		
14	11. 2 (1が未実施の場合) やむを得ず再委託をさせるときは、その再委託先、再委託を行う業務の内容等を記した書面を添え、委託者の承諾を得ている。		
15	12. 1 (情報システムを使用する場合) 当該情報システムのアクセス権の付与を業務上必要な者に限るとともに、保護すべき情報へのアクセスを記録する措置を講じている。	※	※
16	12. 2 (情報システムを使用する場合) 情報システムに対する不正アクセス、コンピューター・ウィルス、不正プログラム感染等情報システムの脆弱性に係る情報を収集している。	※	※
17	12. 2 (情報システムを使用する場合) 情報システムに対する不正アクセス、コンピューター・ウィルス、不正プログラム感染等情報システムの脆弱性に対処するための必要な措置を講じている。	※	※
18	13. 2 (情報セキュリティ対策の履行状況の確認が2回目以降の場合) 前回の確認及び委託者に対する報告から、1年以上を経過していない。	※	※
19	13. 5 報告した確認結果について、委託者の承認を得ている。		
20	16. 1 (情報セキュリティ侵害事案等事故が発生した場合) 事故発生時に適切な措置を講じるとともに、速やかに甲に報告を行った。	※	※
21	16. 4 (情報セキュリティ侵害事案等事故が発生した場合) 事故の損害・影響等の程度を把握するため、必要な業務資料を保存している。	※	※
確認年月日：			
確認者（事業者名、所属、役職、氏名）：			
【留意事項】			
※欄については、該当がある場合に記載する。			

暴力団排除に係る特記事項

(基本的事項)

第1 貸主は、島根県暴力団排除条例（平成22年島根県条例第49号）の基本理念に基づき、この特記事項が添付される契約（以下「本契約」という。）及びこの特記事項を守らなければならない。

(下請等からの排除)

第2 貸主は、本契約に係る業務の下請又は再委託（貸主が直接又は間接に指揮監督を行うべきもので、数次の下請又は再委託を含む。）に暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を関与させてはならない。

(契約解除)

第3 借主は、貸主又は本契約の下請負人が島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）第4条第1項の規定により入札等排除措置対象者に指定された場合は、本契約を解除するものとする。

(不当介入等への対応)

第4 貸主は、本契約の履行に当たって暴力団等から不当介入又は下請等への参入の不当要求（以下「不当介入等」という。）を受けたときは、借主に報告するとともに警察に通報しなければならない。

(2) 貸主は、本契約の下請負人が不当介入等を受けたときは、当該下請負人が直ちに警察に通報するとともに貸主に報告するよう指導を行わなければならない。

(3) 貸主は、不当介入等を受けたことにより履行遅延等が生じるおそれがある場合は、借主と協議しなければならない。

(4) 不当介入等を受けた貸主又は下請負人が、上記(1)又は(2)の報告及び通報を怠ったと認められるときは、借主は貸主に対して、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。